

第4章 施策の展開と各主体の取組

1 施策の体系

本章では、基本目標を達成するために、市民、事業者、行政の各主体が取り組むべき事項について、環境施策を整理しています。



表 4-1 施策の体系

将来像	基本目標	基本的方針	基本的方向	環境施策	
未来に羽ばたく環境都市	安心して暮らせるまち ～気候変動対策の推進～	1 気候変動への対応	①カーボンニュートラルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型ライフスタイルの形成の推進 ・温室効果ガス吸収源対策の推進 ・省エネルギーの推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 ・フロン類の適切な処理等の推進 	
			②気候変動や地球温暖化への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害に強い人とまちづくり ・Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の推進 ・暑さ対策の推進 	
	ごみの減量・資源化を進めるまち ～循環型社会形成の推進～	1 循環型社会の構築	①廃棄物の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量の抑制 ・廃棄物の適正処理・処分の推進 ・食品ロスの削減 	
			②リサイクル等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの推進 ・グリーン購入の推進 	
			1 ツルとの共生	①適正な保護管理	<ul style="list-style-type: none"> ・越冬地の保全 ・国際的なツルの保護対策の推進 ・感染症対策の推進
	多様な自然に彩られたまち ～自然共生社会形成の推進～	2 豊かな自然環境の保全	①生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・森里川海の保全 ・野生動植物の保護 ・外来種の駆除・管理 	
			②鳥獣被害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策の推進 	
		3 自然とふれあう場や機会の創出と保全	①自然とのふれあいの場や機会の創出・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの場づくり ・自然とのふれあいの機会づくり ・自然とのふれあいのマナー向上 ・自然とのふれあいの場についての情報提供 	
	みんなで守り育てる清らかなまち	住み続けられるまち ～快適な生活環境の保全の推進～	1 快適な生活環境の形成	②自然景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然景観の保全
				①大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染負荷の削減 ・大気質の監視体制の充実
②騒音や振動の発生抑制				<ul style="list-style-type: none"> ・交通騒音・振動の発生抑制 ・生活騒音・振動の発生抑制 ・工場、事業所及び建設作業騒音・振動の発生抑制 ・騒音・振動の監視・規制 	
2 豊かな水・土壌環境の保全			③悪臭の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の発生抑制 ・悪臭の監視・規制 	
			④有害化学物質への対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質のリスク管理の徹底 ・化学物質に関する情報の提供 	
			①水循環の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ持続的な水利用 ・地下水かん養機能の確保 ・関係者との連携体制の構築 	
3 まちなみ景観の保全			②水質の改善と維持	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備、生活排水処理対策の推進 ・産業活動における排水対策の推進 ・水質測定、水質に関する意識啓発 ・水域の浄化機能の維持 	
			③土壌環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の未然防止の推進 ・土壌環境の把握・改善 	
			①身近なまちなみ景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的なまちなみ景観の保全 ・農山村景観の保全・創出と活用 	
みんなが主役のまち ～環境保全活動と情報共有の推進～			1 環境保全の人と地域づくり	②歴史的なまちなみ景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観の保全と活用
	①環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs や ESD 等の視点を取り入れた環境教育・学習の推進 			
	②環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人材・組織の育成 ・各主体間の連携、情報提供 ・活動機会の創出 			
	2 環境情報の共有の推進	①正確な環境情報の収集・共有		<ul style="list-style-type: none"> ・正確な環境情報の収集・共有 	

未来に羽ばたく環境都市

みんなで守り育てる清らかなまち

出水

2 各基本目標における数値目標と取組内容

環境基本計画は、市民、事業者、行政等の各主体が、望ましい環境像の実現に向かってお互いに協力し合い、自主的かつ積極的に取り組んでいくことにより、実効性のあるものとなります。

ここでは、施策の体系で示した5つの基本目標それぞれにおいて、2から3項目の数値目標を設定し、21の基本的方向について、各主体の取組内容について明らかにしていきます。

基本目標 1

安心して暮らせるまち

～ 気候変動対策の推進 ～

関連する SDGs



◆ 数値目標 ◆

項目	令和 2 年度実績値	令和 13 年度目標値
節電を心掛けている市民の割合 ^注	60%	80%
気候変動の適応策という言葉や取組について知っている市民の割合 ^注	—	55%

注 アンケート調査結果から算出

基本的方針

気候変動への対応

< 現況と課題 >

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）^{*}の第5次評価報告書では、温暖化が生じていることは疑う余地がないこと、その主な要因は人間活動である可能性が極めて高いこと等が示されました。

本市の年平均気温も50年前と比較して約1.5℃上昇しています。また、年間降水量は過去50年で増加傾向にあり、令和2年7月には大雨特別警報が発令されるとともに、広範囲で土砂災害等の被害が生じました。産業の面では、気候変動によって本市で盛んである稲作、畜産をはじめとした農業や沿岸干潟によるノリ養殖漁業等の第一次産業の衰退が懸念されています。

気候変動に対応し、市民の生命や暮らしを守るためには、「カーボンニュートラルの推進」として二酸化炭素等の温室効果ガスを削減する取組、「気候変動や地球温暖化への適応」として災害や暑さに強いまちと人づくりの取組等が必要です。

^{きこうへんどう} ^{かん} ^{せいふかん} ^{あいびーしーしー}
※ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織を指す。

< 基本的方向と環境施策 >

各基本的方向における環境施策と各主体の具体的な取組内容は、以下のとおりです。

基本的方向① カーボンニュートラルの推進

環境施策：低炭素型ライフスタイルの形成の推進

主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガス排出抑制等、環境負荷の低減のため、クールシェア※、ウォームシェア※等の COOL CHOICE※に積極的に取り組みます。・外出時は、可能な限り自動車の利用を控え、公共交通機関や自転車を積極的に利用します。・自動車の急発進・急加速や駐車時のアイドリングをしません。・環境家計簿※をつける等、温室効果ガスの排出量の把握に努めます。・地元のものや旬の食材を使った料理を心掛けます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガス排出抑制等、環境負荷の低減のため、クールシェア、ウォームシェア等の COOL CHOICE に積極的に取り組みます。・外出時は、可能な限り自動車の利用を控え、公共交通機関や自転車を積極的に利用します。・自動車の急発進・急加速や駐車時のアイドリングをしません。・事業所内において、温室効果ガス排出量削減に向けた自主行動計画の策定及び実施を進めます。・提供する製品、サービスのライフサイクルを通じた環境負荷の低減を図ります。・ISO14001 等、環境管理システムの導入に努めます。・温室効果ガスの排出量の把握に努めます。・飲食店等では、地元のものや旬の食材を使った料理を心掛けます。

※ クールシェア

複数のエアコン使用をやめて1部屋に集まる工夫や、公園や図書館等の公共施設を利用することで涼をシェアするなど1人当たりのエアコン使用を見直すという考え方を指す。

※ ウォームシェア

複数の暖房使用をやめて1部屋に集まる工夫や、公園や図書館等の公共施設を利用することで暖をシェアするなど1人当たりの暖房使用を見直すという考え方を指す。

※ COOL CHOICE

脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」等、地球温暖化対策につながるあらゆる「賢い選択」を促す国民運動を指す。

※ 環境家計簿

各家庭の二酸化炭素の排出量が見える化し、削減につなげるため、家庭で使用する電気や都市ガス、灯油、水道等について月々の使用量から二酸化炭素の排出量を計算、記録するもの。

主 体	具体的な取組内容
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出抑制等、環境負荷の低減のため、クールシェア、ウォームシェア等の COOL CHOICE を促進します。 ・ 本市自らが率先して省エネ、省資源等、温室効果ガスの排出量の少ない事業活動を推進します。 ・ 公共交通機関の利用や環境に配慮した自動車の普及を促進します。 ・ 環境負荷の少ない自動車利用を促進します（アイドリングストップ等）。 ・ 徒歩や自転車で移動しやすいまちづくりに努めます。 ・ 市民の環境家計簿運動を促進します。 ・ 関係機関と連携しながら、地球温暖化の状況や温室効果ガスの排出状況の把握のために必要な情報収集に努めます。 ・ 地球温暖化防止に関する情報の市民や事業者への積極的な提供に努めます。

環境施策：温室効果ガス吸収源対策の推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植林活動や森林の保全活動に積極的に参加します。 ・ 緑化活動に積極的に参加します。 ・ 干潟や藻場等のブルーカーボン生態系*の造成、保全、再生活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内の緑化活動に取り組みます。 ・ 植林や適切な管理による森林の保全を進めます。 ・ 木材及び木質バイオマス*を積極的に利用します。 ・ 干潟や藻場のブルーカーボン生態系の造成、保全、再生活動に参加します。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園及び市街地の緑化を推進します。 ・ 植林や適切な管理による森林の保全を推進します。 ・ 木材及び木質バイオマスの利用を推進します。 ・ 干潟や藻場のブルーカーボン生態系の造成、保全、再生活動を推進します。

※ ブルーカーボン^{せいたいけい}生態系

藻場等の海洋生態系に取り込まれた炭素をブルーカーボンといい、ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系（海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林）のことを指す。

※ バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指す。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥等があり、主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼による発電、アルコール発酵、メタン発酵等による燃料化などのエネルギー利用等が挙げられる。

環境施策：省エネルギーの推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー性能の高い機器の導入を促進します。 ・節電を心掛けます。 ・省エネ製品（消費電力の少ない電化製品等）を購入します。 ・低燃費車の購入を進めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理の徹底を図ります。 ・省エネルギー性能の高い機器や設備の導入を促進します。 ・節電を心掛けます。 ・省エネ製品の使用や販売に努めます。 ・低燃費車の購入に努めます。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー機器の普及や技術の支援を促進します。 ・公共施設における節電を実施し、節電への意識啓発に努めます。 ・省エネ及び省エネ型機器に関する情報の提供に努めます。 ・関係機関との連携の下、市民や事業者の低燃費車の導入を促進します。

環境施策：再生可能エネルギーの導入促進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等のグリーン電力[*]の導入に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内において太陽光発電等、再生可能エネルギー施設やグリーン電力の導入に努めます。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・関係機関と連携して再生可能エネルギー導入への取組を推進します。

環境施策：フロン類の適切な処理等の推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン類[*]（代替フロンを含む。）の含まれる製品廃棄時には適正な処理業者に依頼します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン類（代替フロンを含む。）を適正に回収し、処理します。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・特定フロンの回収、処理を促進します。 ・公共施設における特定フロンの廃止に努めます。 ・オゾン層に関する国際的な対策の推進に努めます。

※ グリーン^{でんりょく}電力
再生可能エネルギーで作った電気を指す。

※ フロン^{るい}類
フロン排出抑制法では、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を指し、温室効果が非常に大きい物質である。令和2年4月には、低迷していたフロン類の廃棄時回収率向上のため、機器廃棄時にユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入等、抜本的な対策を講じる改正フロン排出抑制法が施行された。

環境施策：災害に強い人とまちづくり

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会組織等の活用による自主防災体制を確立します。 ・災害時の避難に備え、マイ・タイムライン*を作成します。 ・水路の保全活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・事務所内における防災体制を確立するとともに、災害時には市民に協力します。 ・土地開発等に際しては、自然環境保全と防災とのバランスに配慮します。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の整備等、防災体制の確立に努めます。 ・土砂災害等防災マップの普及に努めます。 ・災害リスク情報や具体的な被災事例の周知に努めます。 ・ワークショップを開催する等、マイ・タイムラインの作成を促進します。 ・市街地の水路の整備及び保全に努めます。

環境施策：Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・森林や農地が有する防災機能を発揮させるため、間伐や植樹等の管理、保全活動を継続的に行います。 ・干潟や藻場等のブルーカーボン生態系の造成・保全・再生活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・森林や農地が有する防災機能を発揮させるため、間伐や植樹等の管理、保全活動を継続的に行います。 ・緑地の減少につながる事業活動は極力行いません。 ・干潟や藻場等のブルーカーボン生態系の造成・保全・再生活動に参加します。

※ マイ・タイムライン

住民一人一人の防災行動計画を指す。大雨によって河川の水位が上昇する際に、自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものである。

主 体	具体的な取組内容
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全と防災とのバランスに配慮した土地開発に努めます。 ・ 治山・治水事業等、自然環境の保全に配慮し、自然災害に強いまちづくりに努めます。 ・ 災害に強い森林づくりを進めるため、間伐等の適切な森林管理を推進します。 ・ 植樹活動を促進します。 ・ 関係機関と連携しながら、保安林の適正管理に努めます。 ・ 緑地の減少につながる事業活動は極力行わないように努めます。 ・ 棚田の保全を推進します。 ・ 水源かん養機能を持つ場として、森林の保全、育林や中山間地域の農地の保全に対する市民や事業者の意識啓発を促進します。 ・ 関係機関と連携して多面的機能支払交付金[※]等の補助制度の活用を促進します。 ・ 干潟や藻場のブルーカーボン生態系の造成・保全・再生活動を推進します。 ・ 雨水貯留浸透機能付き植栽帯の整備等、市街地の浸透性の確保を推進します。

環境施策：暑さ対策の推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑い環境では無理をせず、適度な休憩を取り、水分・塩分補給を行います。 ・ 室内では、エアコンや扇風機等を適切に使用します。 ・ 室内でも温度を測るよう心掛けます。 ・ 住宅の壁面緑化、屋上緑化、グリーンカーテンの導入を心掛けます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑い環境では無理をせず、適度な休憩を取り、水分・塩分補給を行います。 ・ 室内では、エアコンや扇風機等を適切に使用します。 ・ 室内でも温度を測るよう心掛けます。 ・ 作業中は暑さ指数を測定し、基準値を超える場合等には、対策を講ずるよう努めます。 ・ 高温多湿な環境で作業を行う場合には、作業時間の短縮や近隣に涼しい休憩場所を設ける等の対策を検討します。 ・ 事業所の壁面緑化、屋上緑化、グリーンカーテンの導入を心掛けます。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や事業者へ熱中症予防や処置等の情報の提供に努めます。 ・ 市の施設の壁面緑化、屋上緑化、グリーンカーテンの導入に努めます。 ・ 公共空間における暑さ対策として、街路樹の活用、クールミストの設置、保水性舗装の採用等に努めます。

※ ためんてききのうしほらいこうふきん 多面的機能支払交付金

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対して支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することを目的に設立された助成金制度を指す。

基本目標 2

ごみの減量・資源化を進めるまち

～ 循環型社会形成の推進 ～

関連する SDGs



◆ 数値目標 ◆

項目	令和 2 年度実績値	令和 13 年度目標値
市民一人当たりのごみの発生量 ^{注1}	183kg/年	160kg/年
リサイクルに協力している市民の割合 ^{注2}	78%	90%

注 1 生活環境課のデータから算出

注 2 アンケート調査結果から算出

基本の方針

循環型社会の構築

< 現況と課題 >

近年、有限な資源の消費抑制や環境への負荷の低減を図るため、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型社会からの脱却と循環型社会の構築が進められており、身近な取組としては令和2年7月にプラスチック製買物袋の有料化が行われました。

本市では、一人当たりのごみ排出量が全国や鹿児島県と比較して少なくなっていますが、平成28年度に微減してからは横ばい傾向にあります。また、資源化率は全国や鹿児島県を大きく下回っている状況にあります。

本市で循環型社会を構築していくためには、「廃棄物の発生抑制」としてごみの発生量を削減する取組と「リサイクル等の推進」として積極的かつ適切なりサイクルにつながる取組等が必要です。

< 基本的方向と環境施策 >

各基本的方向における環境施策と各主体の具体的な取組内容は、以下のとおりです。

基本的方向① 廃棄物の発生抑制

環境施策：ごみ排出量の抑制

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">・日常生活でごみを減らす工夫をします。・過剰包装を断ります。・マイバッグやマイボトルを持参します。・レジ袋等のワンウェイプラスチック*の使用を控えます。・製品の修理サービスを積極的に利用します。・日常生活において、使えるものは捨てずに再使用します。・買い物の際は再生品を選んで購入するよう心掛けます。・使い捨て製品の購入を控えます。・生ごみ処理機等を利用し、生ごみを削減します。・生ごみは十分に水分を切ってから処分します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・製造業者は製品の使用後の段階で一定の責任を果たすという「拡大生産者責任*」の考え方を徹底します。・再生品を選んで購入します。・需要に応じた生産（飲食店等）、原材料の見直し、中間生成物の利用等により、製造過程でごみが発生しないように努めます。・過剰包装をしません。・石油由来プラスチック代替品の利用に努めます。・製品の修理サービスを充実させます。・事業所内において、使えるものは捨てずに再使用するよう努めます。・再生品の販売に取り組みます。・メーカーでは長期使用可能な製品の製造に努めます。・生ごみ処理機等を利用し、生ごみを削減します。

※ ワンウェイプラスチック

使い捨てのプラカップやプラスチックストロー等の通常一度使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品を指す。

※ かくだいせいさんしゃせきにん 拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階から廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方を指す。

主 体	具体的な取組内容
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4R[※]運動を促進します。 ・ マイバッグやマイボトルの持参を促進します。 ・ 一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物を適切に収集、処理します。 ・ 石油由来プラスチック代替品の利用を促進します。 ・ 庁内においては再使用可能な製品の利用に努めます。 ・ 家庭用生ごみ処理機等設置報償金の利用促進及び生ごみ処理機「キエーロ」の普及を推進します。

環境施策： 廃棄物の適正処理・処分の推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ出しのルールを守ります。 ・ ごみのポイ捨てや不法投棄をしません。 ・ 資源ごみの持ち去りはしません。 ・ ごみ分別アプリ「さんあ〜る」[※]等を活用して、ごみを適正に処理します。 ・ ごみステーションの清掃及び管理を行います。 ・ 犬のふん等を持ち帰ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守を徹底し、廃棄物の不法投棄はしません。 ・ ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等を活用して、廃棄物を適正に処理し、処分します。 ・ 拡大生産者責任の考え方を踏まえた廃棄物処理を徹底します。 ・ 廃棄物の適正な運搬とともに処分場の適正な管理に努めます。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの不法投棄に対する監視体制等の整備に努めます。 ・ ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等を活用して、ごみ出しマナーの徹底を促進します。 ・ 産業廃棄物の運搬・処分に関わる事業者に対して、法令等の規定に基づき、適正処理に向けた指導を行います。 ・ 関係機関と連携しながら、効率的なごみ収集運搬体制の整備を推進します。 ・ 出水市環境美化推進条例の周知徹底に努めます。

※ ^{ふぉーあーる} 4 R

4Rは、「Refuse（リフューズ）：過剰包装等を断る」、「Reduce（リデュース）：ごみ発生量を減らす」、「Reuse（リユース）：再使用する」、「Recycle（リサイクル）：再生品化し利用する」の頭文字をとったものを指す。

※ ごみ分別^{ぶんべつ}アプリ「さんあ〜る」

リサイクルやごみの分別方法を手軽に検索したり、収集日をお知らせする機能がついたスマートフォン向けの無料アプリを指し、以下の機能を有する。

- ・ ごみ出し日通知：収集日の前日と当日にお知らせを表示
- ・ 分別帳検索：リサイクルやごみ分別方法を検索
- ・ カレンダー機能：地域を設定することで、収集日をカレンダー形式で確認

環境施策：食品ロスの削減

主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">・必要な分だけ買って、食べきるようにします。・宴会時等では 20・10 運動を心掛けます。・フードバンク*やフードドライブ*活動に貢献します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・宴会時等では 20・10 運動を心掛けます。・フードバンク活動に貢献します。
本市	<ul style="list-style-type: none">・宴会時等の 20・10 運動を促進します。・フードバンクやフードドライブ活動を促進します。



生ごみ処理機「キエーロ」

※ フードバンク

家庭等で余った食品や、製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する社会福祉活動を指す。

※ フードドライブ

主に各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、フードバンク団体や地域の福祉施設・団体等に寄贈する活動を指す。

環境施策：リサイクルの推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を徹底します。 ・生ごみ処理機等を利用し、生ごみの堆肥化を進めます。 ・リサイクル品の回収に協力します。 ・故障品の修理や再使用を心掛けます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別排出を徹底します。 ・生ごみ処理機等を利用し、生ごみの堆肥化を進めます。 ・製品はリサイクルしやすい素材や構造へ改良していきます。 ・事業所内におけるリサイクルシステムの開発や導入を進めます。 ・事業者による設計の工夫や材料表示等のリサイクルの推進に有効な情報を提供します。 ・食品廃棄物等の廃棄物系バイオマスのリサイクルを推進します。 ・リサイクル品の回収及び再資源化を進めます。 ・建築物の新築や増改築に際しては、建築副産物の有効利用に努めます。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・4R 運動を促進します。 ・本市におけるリサイクル率の向上を推進します。 ・ごみの分別ルールを徹底を促進します。 ・リサイクルシステムの整備を進め、本市における循環システムの構築に努めます。 ・食品残さ等の廃棄物系バイオマスのリサイクルを促進します。 ・公共施設の建設や公共事業の実施に際しては、建築副産物の有効利用に努めます。

環境施策：グリーン購入の推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物の際はグリーン購入に心掛けます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の製造に際しては環境にやさしい商品を仕入れ、販売します。 ・環境に配慮した商品に関する情報提供を行います。 ・事務用品のグリーン購入に心掛けます。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入を促進します。 ・グリーン購入（調達）に関する情報提供や意識啓発に努めます。

基本目標 3

多様な自然に彩られたまち

～ 自然共生社会形成の推進 ～

関連する SDGs



◆ 数値目標 ◆

項目	令和2年度実績値	令和13年度目標値
野生の動物が多くいると感じる市民の割合 ^{注1}	53%	70%
本市が主催している自然とのふれあいに関するイベントへの参加人数 ^{注2}	3,850人	10,000人

注1 アンケート調査結果から算出

注2 生活環境課のデータから算出

基本の方針 1

ツルとの共生

< 現況と課題 >

本市には、昭和27年に国指定の特別天然記念物に指定された「鹿児島県のツルおよびその渡来地」があり、荒崎地区や東西干拓地を中心とした「出水ツルの越冬地」は、毎年10月中旬から翌年の3月頃まで、世界に生息するナベヅルの総個体数の約9割、マナヅルの総個体数の約5割が越冬する国際的に重要な越冬地として知られています。

この豊かな自然環境を保全し、将来の子供たちに引き継ぐため、「出水ツルの越冬地」は「ラムサール条約湿地」へ登録されました。

また、アンケート調査では、市民の多くが「ツルが越冬する田園風景を今後も守っていきたい」と回答しており、ツルは本市や市民にとっても重要な存在となっています。

一方で、令和2年度には高病原性鳥インフルエンザウイルスがツルやツルのねぐらから検出されており、現在のように多くのツルが本市に一極集中して越冬することは、感染症が発生した場合に一気にまん延してしまう危険性があります。

今後もツルが安全に越冬できる地域であり続けるためには、「適正な保護管理」としてツルの生息地の保全や感染症対策等の取組が必要です。

< 基本的方向と環境施策 >

各基本的方向における環境施策と各主体の具体的な取組内容は、以下のとおりです。

基本的方向① 適正な保護管理

環境施策：越冬地の保全

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">・ ツルが安心して暮らせる環境づくりに努めます。・ ツルに関するイベント等に参加し、ツルへの理解に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ ツルが安心して暮らせる環境づくりに努めます。・ ツルの越冬地である水田の保全に努めます。
本 市	<ul style="list-style-type: none">・ ツルの越冬地の保全に努めます。・ 農業への被害について把握し、従事者へのツル保護に対する理解及び意識啓発に努めます。・ ツルに関するイベント等を開催し、ツルへの理解促進に努めます。

環境施策：国際的なツルの保護対策の推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">・ ツルの保護に関する活動に積極的に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ ツルの保護に関する活動に積極的に参加します。
本 市	<ul style="list-style-type: none">・ 国内外の関係機関と連携しながらツルの保護対策を推進します。・ ツルに関する情報を世界に広く発信することに努めます。



休遊地周辺のツルの群れ

環境施策：感染症対策の推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	・越冬中のツルに鳥インフルエンザ等の感染症の発生が確認された場合は、県や本市の対応に従います。
事業者	・越冬中のツルに鳥インフルエンザ等の感染症の発生が確認された場合は、県や本市の対応に従います。
本 市	・鳥インフルエンザ等の感染症による個体数の急激な減少を防ぐため、国内数か所に長期的な越冬地を形成するという国の取組に協力します。 ・越冬中のツルに鳥インフルエンザ等の感染症の発生が確認された場合は、速やかな対応に努めます。



ツル講座・講演

< 現況と課題 >

私たちは、食料の供給や水質浄化、気候の調整、自然景観の保全等、豊かな自然環境に支えられた生態系サービス※によって安心して安全な生活を送ることができています。

本市でも、矢筈岳や紫尾山をはじめとした山地の森林や農山村、河川、河口部に広がる湿地、八代海等から構成される豊かな自然環境に支えられています。

一方で、近年、シカやイノシシ等の野生鳥獣が急速に増加し生息分布を拡大していることで、生態系や農作物等への被害が問題となっています。

豊かな自然環境を保全し、多様な生き物と共生していくためには、「生物多様性の保全」として森里川海※や野生動植物等を保全する取組、「鳥獣被害対策の推進」として鳥獣被害を減少する取組等が必要です。

※ 生態系サービス

生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みを指す。国連の主導で行われた「ミレニアム生態系評価」^{注)}では、生態系サービスを供給サービス、調整サービス、生息・生育地サービス、文化的サービスの4つに分類している。

注) 国連の主唱により2001年から2005年にかけて行われた、地球規模での生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価の取組

※ 森里川海

第3次生物多様性国家戦略で「森・里・川・海のつながりを確保する」ことが基本戦略の一つに位置付けられ、森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生を進める政府の方針が示された。

< 基本的方向と環境施策 >

各基本的方向における環境施策と各主体の具体的な取組内容は、以下のとおりです。

基本的方向① 生物多様性の保全

環境施策：森里川海の保全

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">・ 自然環境を破壊しないように心掛けます。・ 国土レベルでの生態系ネットワーク形成の取組に参加します。・ 公園、緑地等の身の回りの緑を大切にします。・ 自然保護活動に積極的に参加します。・ 地域の生物相を理解し、生物調査等に参加し、協力します。・ 農地の保全活動に積極的に参加します。・ 多面的機能支払交付金等を活用した共同活動に参加します。・ 干潟や藻場等のブルーカーボン生態系の造成、保全、再生活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 事業活動で自然環境を破壊しないよう努めます。・ 国土レベルでの生態系ネットワーク形成の取組に参加します。・ 公園、緑地等の身の回りの緑を大切にします。・ 自然保護活動に積極的に参加します。・ 地域の生物相を理解し、生物調査等に参加し、協力します。・ 農業従事者は農地の維持に努めます。・ 農薬や化学肥料等の適正使用や有機栽培に取り組みます。・ 耕作放棄地を有効活用します（調整水田等）。・ 環境保全型農業直接支払交付金[※]を活用し、環境に配慮した農業に取り組みます。・ 多面的機能支払交付金等を活用し、共同活動により環境に配慮した農業に取り組みます。・ 干潟や藻場のブルーカーボン生態系の造成、保全、再生活動に参加します。

^{かんきょうほぜんがたのうぎょうちよくせつしほらいこうふきん}
※ 環境保全型農業直接支払交付金

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行うことを目的に設立された助成金制度を指す。

主 体	具体的な取組内容
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・紫尾山、干潟等の貴重な動植物の生息生育環境の保全を推進します。 ・現在認証を目指しているラムサール条約湿地自治体として、関係機関と連携しながら、河川や海岸のほか水田やダム湖等の人工湿地を含む湿地の保全・再生に努めます。 ・生態系の保全はもとより、人の生活のためにも重要な役割を担っている湿地の意義を市民に周知するため「出水市ラムサール条約湿地保全・利活用計画」に基づき交流・学習事業を推進するとともに、湿地の適切な利活用を推進します。 ・国土レベルでの生態系ネットワーク形成の取組への支援に努めます。 ・自然環境に配慮した河川整備と管理に努めます。 ・関係機関と連携しながら、自然環境保全のための指定地域の適正な保全を推進します。 ・関係機関と連携しながら、公園や緑地の整備、緑化の推進等、計画的かつ連続性のある緑地空間の形成に努めます。 ・農地等の二次的自然の保全を促進します。 ・農薬や化学肥料等の適正使用や有機栽培を促進します。 ・耕作放棄地の有効活用を促進します（調整水田等）。 ・関係機関と連携して多面的機能支払交付金等の補助制度の活用を促進します。 ・干潟や藻場のブルーカーボン生態系の造成、保全、再生活動を推進します。

環境施策：野生動植物の保護

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の保全を推進します。 ・野生動物には餌を与えないように心掛けます。 ・むやみに動植物を採集しません。 ・野鳥の巣や餌場を壊したり、野生動物の生活を損なったりしないように心掛けます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の保全を推進します。 ・事業実施に当たっては、生態系への負荷を抑制した計画的な事業活動に努めるとともに、必要に応じ、代替措置としての植林や自然環境復元に努めます。 ・違法な野生動植物の取引をしません。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・希少種を含む野生動植物の生息・生育状況を把握し、保全を推進します。 ・関係機関と連携しながら、希少野生動植物の保護を推進します。

環境施策：外来種の駆除・管理

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">・外来生物の外部からの持込み、放逐、植栽をしません。・外来生物法に基づき、特定外来生物[※]の防除活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・外来生物の外部からの持込み、放逐、植栽をしません。・外来生物法に基づき、特定外来生物の防除活動に参加します。
本 市	<ul style="list-style-type: none">・外来生物の有害性についての周知と意識啓発に努めます。・外来生物法に基づき、特定外来生物の防除活動を推進します。・関係機関との情報共有や連携体制の強化に努めます。

とくていがいらいせいぶつ
※ 特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものや及ぼすおそれがあるものの中から指定される。また、特定外来生物は生きているものに限られ、卵、種子、器官等も含まれる。

環境施策：鳥獣被害対策の推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害への理解に努めます。 ・ 農作物の収穫残さ、放任果樹の撤去や耕作放棄地、林、ヤブ等の解消等の環境改善に努めます。 ・ 電気柵、金網柵等の設置に努めます。 ・ ジビエの利用に貢献します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき適正な保護管理に努めます。 ・ 農作物の収穫残さ、放任果樹の撤去や耕作放棄地、林、ヤブ等の解消等の環境改善に努めます。 ・ 電気柵、金網柵等の設置に努めます。 ・ ジビエの利用に貢献します。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき適正な保護管理に努めます。 ・ 農作物の収穫残さ、放任果樹の撤去や耕作放棄地、林、ヤブ等の解消等の環境改善を促進します。 ・ 野生鳥獣の駆除や電気柵、金網柵等の設置を促進します。 ・ ジビエの利用を促進します。 ・ 関係機関との情報共有や連携体制の強化に努めます。



鳥獣防止柵

< 現況と課題 >

本市は矢筈岳や紫尾山をはじめとした山地の森林環境や平野部の耕作地、河川、そして河口部に広がる湿地等、様々な自然環境や美しい自然景観を有していますが、アンケート調査では、日常の行動として「日頃から身近な自然環境に関心を持っている」や「余暇活動の際には、自然を傷つけないように配慮している」と回答した市民は少ない結果となりました。

市民が日常的に自然環境等を意識し、適切に自然と触れ合う方法や知識等を身に付けることは、自然環境の保全にもつながります。

市民と自然環境との良好な関係を築くためには、「自然とのふれあいの場や機会の創出・保全」として自然とのふれあいの場や機会づくり、マナー向上等の取組、「自然景観の保全」として良好な自然景観を保全する取組が必要です。

< 基本的方向と環境施策 >

各基本的方向における環境施策と各主体の具体的な取組内容は、以下のとおりです。

基本的方向① 自然とのふれあいの場や機会の創出・保全

環境施策：自然とのふれあいの場づくり

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した水辺の整備に参加し、協力します。 ・地域の植生や周辺の生態系に配慮した自然とのふれあいの場づくりに参加し、協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した水辺の整備に参加し、協力します。 ・地域の植生や周辺の生態系に配慮した自然とのふれあいの場づくりに参加し、協力します。 ・森林、農地、里山を交流・体験の場として活用します。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携しながら、河川や海辺等の水辺空間を整備し、生態系ネットワークづくりを推進します。 ・地域の植生や周辺の生態系に配慮した自然とのふれあいの場づくりに努めます。 ・森林や農村の計画的な保全とともに、交流・体験の場としての整備を推進します。 ・自然と親しむ公園や遊歩道の整備及び管理に努めます。

環境施策：自然とのふれあいの機会づくり

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、河川、海、農村（農業資源）等の自然と触れ合うイベントに参加し、協力します。 ・環境ボランティアとして、環境教育や環境学習に参加します。 ・エコツーリズム※やグリーンツーリズム※等の取組に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、河川、海、農村（農業資源）等の自然と触れ合うイベントに参加し、協力します。 ・環境ボランティアとして、環境教育や環境学習に関する活動に協力します。 ・エコツーリズムやグリーンツーリズム等の取組に協力します。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、河川、海、農村（農業資源）等を活用した自然と触れ合うイベントを推進します。 ・関係機関と連携してエコツーリズムやグリーンツーリズム等の取組を推進します。 ・関係機関と連携しながら自然と触れ合う事業を創出し、進めるための人材の育成を推進します。 ・学校教育、社会教育における自然との触れ合いを推進します。 ・市民参加による環境調査や自然観察会等による環境保全意識の向上に努めます。

※ エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みを指す。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会が活性化されることを目指す。

※ グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を指す。都市住民に「ゆとり」や「やすらぎ」のある生活をもたらすとともに、農山漁村地域の活性化を進めていく上で大きな役割を果たす。

環境施策：自然とのふれあいのマナー向上

主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、河川、海等と“共生する”という気持ちで自然と触れ合います。 ・野生動植物を大切にします。 ・動植物（ペット等も含む。）の野外への放逐、放流等、地域の生態系を乱すような行為をしません。 ・むやみに動植物を採集しません。 ・野鳥の巣や餌場を壊したり、野生生物の生活を損なったりしないように心掛けます。 ・ごみは必ず持ち帰ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物（ペット等も含む。）の野外への放逐、放流等、地域の生態系を乱すような行為をしません。 ・野生動植物を大切にします。 ・むやみに動植物を採集しません。 ・野鳥の巣や餌場を壊したり、野生生物の生活を損なったりしないように心掛けます。
本市	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験を通じ、自然の大切さや触れ合うマナーについての教育を推進します。 ・野生動植物を大切にする啓発活動に努めます。 ・自然とふれあうマナーについての啓発活動に努めます。

環境施策：自然とのふれあいの場についての情報提供

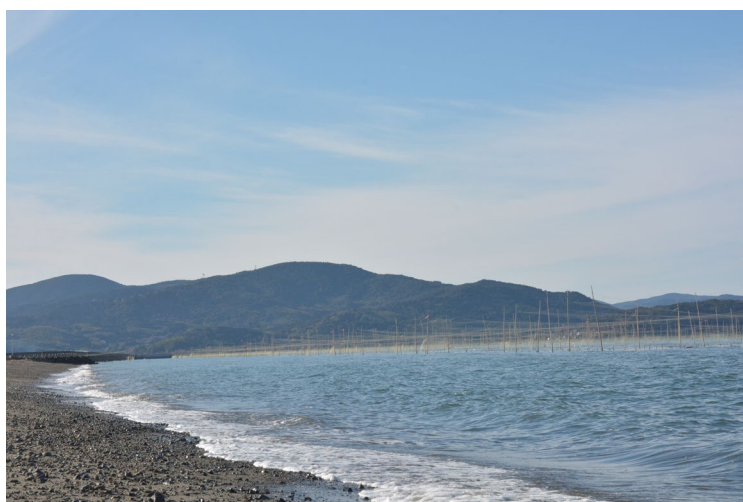
主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等を適切に活用し、自然との触れ合いに関するイベントの情報を共有します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等を適切に活用し、自然との触れ合いに関するイベントの情報を共有します。
本市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が主催する自然との触れ合いに関するイベントの開催について、積極的に情報を発信し、参加者の増加に努めます。



資料：クレインパークいずみホームページ
野外学習の様子

環境施策：良好な自然景観の保全

主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・紫尾山や干潟等の自然景観を大切にします。 ・海岸や河川の清掃活動等に積極的に参加します。 ・指定された場所以外にはごみを捨てず、持ち帰ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・開発に当たっては、自然景観の保全に配慮します。 ・海岸や河川の清掃活動等に積極的に参加します。 ・指定された場所以外には廃棄物を捨てず、適正に処理し、処分します。
本市	<ul style="list-style-type: none"> ・開発に当たっては、自然景観の保全に努めます。 ・関係機関と連携しながら保安林の適正管理及び制度の適正運用を推進します。 ・関係機関と連携しながら自然海岸の保全を推進します。 ・関係機関と連携しながら、景観に配慮した河川整備及び管理を推進します。 ・水と緑のネットワークづくりに努めます。



福ノ江海岸の風景

基本目標 4

住み続けられるまち ～ 快適な生活環境の保全の推進 ～

関連する SDGs



◆ 数値目標 ◆

項目	令和 2 年度実績値	令和 13 年度目標値
典型七公害に関する苦情件数 ^{注1}	57 件	50%削減
節水に心掛けている市民の割合 ^{注2}	51%	70%
川や海等の水がきれいだと感じる市民の割合 ^{注2}	46%	60%

注 1 アンケート調査結果から算出

注 2 生活環境課のデータから算出

基本的方針 1

快適な生活環境の形成

< 現況と課題 >

本市周辺の大気質は、過去5年間の調査のうち光化学オキシダント以外で環境基準を達成しており、アンケート調査でも多くの市民が地域の空気はきれいだと感じています。

騒音・振動、悪臭は、アンケート調査で、「住んでいる地域は静かな環境である」や「まちの臭いは気にならない」と回答した市民もいる一方で、道路交通騒音や畜産系の悪臭の存在等が自由意見に挙げられています。

また、私たちの身の回りにはプラスチック、合成洗剤、化粧品、医薬品、農薬等多くの化学物質が存在しています。これら化学物質は生活を豊かにする非常に便利なものである一方、私たちの健康や生態系に影響を及ぼすような環境汚染を引き起こすこともあります。化学物質による環境汚染を防止するためには、製造から廃棄の各段階で適切な管理を行うことが重要です。

日々の暮らしの快適性を維持、改善するためには、「大気環境の保全」として大気汚染負荷を削減する取組、「騒音や振動の発生抑制」として騒音や振動の発生を抑制する取組、「悪臭の発生抑制」として悪臭の発生を抑制する取組、「有害化学物質への対策の推進」として化学物質の環境リスク*の管理を徹底する取組等が必要です。

※ 化学物質の環境リスク

環境中に排出された化学物質が人間や動植物に悪い影響を及ぼす可能性のことを指す。化学物質の環境リスクは、有害性の程度と取り込む量によって決定される。

< 基本的方向と環境施策 >

各基本的方向における環境施策と各主体の具体的な取組内容は、以下のとおりです。

基本的方向① 大気環境の保全

環境施策：大気汚染負荷の削減

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・低燃費車やエコカーの購入に努めます。 ・なるべく自転車や徒歩による移動を行います。 ・運転時は大気環境への負荷の少ない利用を心掛けます（アイドリングストップ等）。 ・渋滞の原因となる違法駐車をしません。 ・グリーン電力の導入を進めます。 ・地域の緑化活動に参加し、協力します。 ・原則として野焼きをしません。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・低燃費車やエコカーの導入に努めます。 ・通勤時や外出時には公共交通機関や自転車を積極的に使用します。 ・運転時は大気環境への負荷の少ない利用を心掛けます（アイドリングストップ等）。 ・渋滞の原因となる違法駐車をしません。 ・グリーン電力の導入を進めます。 ・地域の緑化活動に参加し、協力します。 ・敷地内の空地の緑化を進めます。 ・原則として野焼きをしません。 ・事業所等からの排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制に努めます。 ・焼却時に有害物質を出さない製品を購入し、利用するよう努めます。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の低燃費車やエコカーの導入に努めます。 ・通勤時や外出時には公共交通機関や自転車の積極的な使用に努めます。 ・関係機関と連携しながら、交通の分散化のための道路整備を推進します。 ・関係機関と連携しながら、大気汚染を緩和する機能を持つ沿道緑地の適正な管理を推進します。 ・関係機関と連携しながら、公共交通機関の充実を推進します。 ・グリーン電力の導入を促進します。 ・市民や事業者の緑化活動を促進します。 ・野焼きによる環境影響等を周知するとともに、適切な指導に努めます。

環境施策：大気質の監視体制の充実

主 体	具体的な取組内容
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・工場や事業所については、必要に応じ排出ガスの測定を行います。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携しながら、大気質を監視するとともに、必要に応じて適切な指導に努めます。

基本的方向②

騒音や振動の発生抑制

環境施策：交通騒音・振動の発生抑制

主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">・エコカーの購入に努めます。・自動車を使用する際は、スピードを控え、騒音発生防止に努めます。・空吹かしやアイドリングを控えます。・クラクションの使用は、必要最小限に抑えます。・定期的に自動車等の点検を行い、整備不良による騒音を防止します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・エコカーの購入に努めます。・自動車を使用する際は、スピードを控え、騒音発生防止に努めます。・空吹かしやアイドリングを控えます。・クラクションの使用は、必要最小限に抑えます。・定期的に自動車等の点検を行い、整備不良による騒音を防止します。
本市	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携しながら、植樹帯整備等の沿道環境の整備及び管理を推進します。・自動車等の整備不良による騒音を防止するため、定期点検を啓発します。

環境施策：生活騒音・振動の発生抑制

主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">・低騒音・低振動型の家電製品の購入に努めます。・日常生活においては、近隣騒音に配慮します。・深夜は静かにします。
本市	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携して、騒音や振動の監視を進め、必要に応じて適切な指導に努めます。

環境施策：工場、事業所及び建設作業騒音・振動の発生抑制

主体	具体的な取組内容
事業者	<ul style="list-style-type: none">・遮音壁等の防音施設の設置を進めます。・低騒音・低振動型の機械を使う等、騒音や振動の発生を抑制します。・カラオケ等による近隣騒音に配慮します。・周辺環境に迷惑のかからないような広報・宣伝活動を行います。・作業は近隣住民の生活時間帯に配慮して行います。
本市	<ul style="list-style-type: none">・工場や事業所の騒音及び振動について、発生源に対する規制や評価手法等についての調査検討、移転に対する支援等の土地利用対策等に努めます。

環境施策：騒音・振動の監視・規制

主体	具体的な取組内容
本市	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携しながら、騒音や振動の現状を監視するとともに、必要に応じて、適切な規制又は指導に努めます。

環境施策：悪臭の発生抑制

主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽や下水ますからの臭気をチェックし、悪臭の発生を抑制します。 ・ごみは決められた日に決められた場所に出します。 ・ごみステーション等の清掃及び管理をします。 ・原則として野焼きをしません。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・排気や廃棄物（事業所内での焼却処理等を含む。）からの悪臭の発生を抑制するとともに、適正な臭気対策を行います。 ・悪臭発生物質等を取り扱う場合は、適正な管理及び処理を行います。 ・畜産業者や生ごみ等の廃棄物処理業者は、悪臭発生防止に努めます。 ・原則として野焼きをしません。 ・廃棄物焼却炉の適正な設置や排ガス等の自主的な監視、測定を進めます。 ・事業所内の清掃を心掛けます。
本市	<ul style="list-style-type: none"> ・臭気に対する関心を高めるとともに、悪臭防止に関する啓発活動に努めます。 ・事業活動に伴う悪臭対策への意識啓発に努めます。 ・適切なおみ処理を促進します。

環境施策：悪臭の監視・規制

主体	具体的な取組内容
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭発生物質等を取り扱う場合は、適正な管理及び処理を行うとともに監視に努めます。
本市	<ul style="list-style-type: none"> ・臭気指数を用いて測定を行い、監視及び指導に努めます。 ・関係機関と連携しながら、悪臭の現状を監視するとともに、必要に応じて、適切な規制又は指導に努めます。

環境施策：化学物質のリスク管理の徹底

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの使用、空吹かしやアイドリングを控える等、自動車排出ガスの抑制に努めます。 ・洗剤は環境負荷の少ない製品を使用し、適量を守ります。 ・殺虫剤を使用する際は使用量を最小限にし、使用後は換気を行います。 ・ペンキ等の塗料を使用する際は換気を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの使用、空吹かしやアイドリングを控える等、自動車排出ガスの抑制に努めます。 ・洗剤は環境負荷の少ない製品を使用し、適量を守ります。 ・殺虫剤を使用する際は使用量を最小限にし、使用後は換気を行います。 ・ペンキ等の塗料を使用する際は、換気を行います。 ・化学物質の製造、輸入、使用、廃棄等を行う際には、関係法令を遵守します。 ・アスベスト使用建築物等を解体する際は、大気汚染防止法に基づき、飛散防止を徹底します。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成、社会資本整備及び各種の支援策を通じて事業者や市民の取組を促進します。

環境施策：化学物質に関する情報の提供

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の環境リスクに関する最新かつ的確な情報の入手と理解に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質や製品を安全に使用するために、健康及び環境への影響等に関する必要な情報の提供を図ります。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の環境リスクに関する情報共有制度の構築に努めます。

< 現況と課題 >

近年、健全な水資源の確保は世界的に重要な課題であり、アンケート調査でも「川や海などの水質汚濁」や「快適な水環境」への関心が高くなっています。

本市の水環境は米ノ津川や高尾野川等の流域で構成されており、流域へ降り注いだ雨水は一部が地下へと浸透し、その他は表層水となって河川を流下して八代海へ注いでいます。また、本市は地質的な特性から地下水が豊富であり、水道水も主に地下水を水源としています。

本市の水環境の保全には、流域全体の健全な水循環、水質及び土壌環境の維持等が重要です。

健全な水環境を形成するために、「水循環の確保」として関係者と連携しながら適切に水資源を利用し、保全する取組、「水質の改善と維持」として汚濁負荷量を低減する取組、「土壌環境の保全」として土壌汚染を防止する取組等が必要です。

< 基本的方向と環境施策 >

各基本的方向における環境施策と各主体の具体的な取組内容は、以下のとおりです。

基本的方向① 水循環の確保

環境施策：効率的かつ持続的な水利用

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水を貯め、花の水やり等に利用します。 ・節水器具・設備の導入に努めます。 ・日常生活において節水に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水利用施設の設置を進めます。 ・節水器具・設備の導入を進めます。 ・事業所内での節水に努めます。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における雨水利用施設の設置に努めます。 ・公共施設における節水器具・設備の導入に努めます。 ・節水に努めます。

環境施策：地下水かん養機能の確保

主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">・宅地内（庭等）は極力雨水が浸透しやすい状態に保ちます。・緑化活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・敷地内は極力雨水が浸透しやすい状態に保ちます。・緑化活動に参加します。
本市	<ul style="list-style-type: none">・排水不良地区の浸水解消を図るため、雨水浸透施設や透水性舗装の整備に努めます。・公園緑地の創出及び保全に努めます。

環境施策：関係者との連携体制の構築

主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">・流域の水循環の現状について、その問題点を認識して、目標となる望ましい水環境の姿を共有します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・流域の水循環の現状について、その問題点を認識して、目標となる望ましい水環境の姿を共有します。
本市	<ul style="list-style-type: none">・関係機関とのパートナーシップによる連携体制を構築し、合意形成の仕組みづくりを推進します。・関係機関と連携しながら、河川や地下水等の流域を含めた計画的な水環境の保全を推進します。

環境施策：下水道の整備、生活排水処理対策の推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤は環境負荷の少ない製品を使用し、適量を守ります。 ・三角コーナーの設置、油の固形化等の生活排水対策を進めます。 ・水洗化を進めます。 ・公共下水道及び農業集落排水の全体計画区域外については、小型合併処理浄化槽の設置を進め、合併処理浄化槽の適正管理に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤については、情報を的確に把握しながら、水質に負荷の少ないものの販売に努めます。 ・三角コーナーの設置、油の固形化等の生活排水対策を進めます。 ・水洗化を進めます。 ・公共下水道及び農業集落排水の全体計画区域外については、小型合併処理浄化槽の設置を進め、合併処理浄化槽の適正管理に努めます。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道については、汚水管の整備や更新を進めながら、水洗化の向上に努めます。 ・公共下水道及び農業集落排水の全体計画区域外については、合併処理浄化槽の普及を促進します。 ・浄化センターの段階的整備や施設の改築更新、長寿命化に努めます。 ・水洗化の普及向上に努めます。 ・汚濁負荷を低減するための方法等について、必要な情報の提供に努めます。

環境施策：産業活動における排水対策の推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・減農薬農業、減化学肥料農業又は有機農業の農作物を積極的に購入します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法等に基づく排水規制及び地下浸透規制を適切に行います。 ・減農薬農業、減化学肥料農業又は有機農業に取り組みます。 ・有害物質を使用しない代替工程の検討を行います。 ・循環型で排水の少ない工程に改善するよう努めます。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域への負荷を抑制するため、水質浄化対策を推進します。 ・減農薬農業、減化学肥料農業及び有機農業を促進します。 ・有害物質の適正な使用に関し、関係者の自主的取組の促進を促進します。 ・関係機関と連携しながら、有害物質の適正な使用及び管理に関する規制及び指導を推進します。 ・都市排水の先進地における対策技術の導入に努めます。

環境施策：水質測定、水質に関する意識啓発

主 体	具体的な取組内容
本 市	<ul style="list-style-type: none">・水質汚染の防止、水質の改善活動等について、市民や事業者への意識啓発に努めます。・関係機関と連携しながら、水質の監視又は観測を行うとともに、必要に応じ指導又は規制に努めます。

環境施策：水域の浄化機能の維持

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">・水生植物の植栽や保全活動に参加します。・干潟や藻場等のブルーカーボン生態系の造成・保全・再生活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・水生植物の植栽や保全活動に参加します。・干潟や藻場等のブルーカーボン生態系の造成・保全・再生活動に参加します。
本 市	<ul style="list-style-type: none">・水生植物の保全や水辺空間の整備により、水質の自然浄化能力の向上を推進します。・関係機関と連携しながら、八代海の干潟や藻場のブルーカーボン生態系の造成・保全・再生活動を推進します。

環境施策：土壌汚染の未然防止の推進

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・減農薬農業、減化学肥料農業又は有機農業で作られた作物を積極的に購入します。 ・家庭菜園やガーデニングでは、農薬や化学肥料等を適正に使用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の排水規制、地下浸透規制、ばい煙の排出規制等に適切に対応します。 ・減農薬農業、減化学肥料農業又は有機農業に取り組みます。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の排水規制、地下浸透規制、ばい煙の排出規制等の適正な実施に努めます。 ・農用地における土壌汚染対策を促進します（農薬及び化学肥料の適正使用）。 ・関係機関と連携しながら、有機塩素系化合物等の有害化学物質の適正な管理、使用等の指導を推進します。 ・給食施設等における減農薬野菜や有機野菜の利用を積極的に促進します。 ・減農薬農業、減化学肥料農業及び有機農業を促進します。

環境施策：土壌環境の把握・改善

主 体	具体的な取組内容
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法に基づき、土地の適切な管理に努めます。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携しながら、土壌汚染に係る環境基準を遵守するよう指導や規制に努めます。 ・関係機関と連携しながら土壌汚染の適切な調査や対策を推進します。 ・有害物質による土壌汚染の影響について、情報の提供に努めます。

< 現況と課題 >

本市では、発達した交通網を中心に住宅や公共機関、大型店舗、工場等が集まった賑やかな市街地の風景が見られますが、市街地から少し離れると田園地帯や平屋建ての住宅地が広がり、閑静な郊外住宅の趣に一変するような変化に富んだ町並み景観を有しています。

また、1600年頃に造成され、武士が居を構えたことにより形成された出水麓地区では、武家屋敷や石垣等の歴史的な町並みが本市独自の貴重な景観として、多くの市民に親しまれています。

これらの魅力的な景観は、市民が本市に対する愛着や誇りを抱ききっかけとなり得るものです。

今後も本市の魅力的な町並み景観を守るためには、「身近なまちなみ景観の保全」として美しいまちづくりの取組、「歴史的なまちなみ景観の保全」として歴史的資源を保全し、伝承する取組等が必要です。



出水武家屋敷群

< 基本的方向と環境施策 >

各基本的方向における環境施策と各主体の具体的な取組内容は、以下のとおりです。

基本的方向① 身近なまちなみ景観の保全

環境施策：魅力的なまちなみ景観の保全

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">・緑化活動に参加します。・ふるさと出水クリーン作戦等の環境美化活動に参加します。・指定された場所以外にはごみを捨てず、持ち帰ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業所内の緑化活動に努めます。・事業所周辺の環境美化活動に努めます。・廃棄物の不法投棄はしません。・周辺の町並み景観を阻害する屋外広告物や建築物の色彩の抑制に配慮します。
本 市	<ul style="list-style-type: none">・街路樹の連続性を確保し、調和のとれた沿道景観づくりに努めます。・生垣や敷地の緑化活動を促進します。・ふるさと出水クリーン作戦等の環境美化活動への参加を促進します。・景観形成に関する市民や事業所等の取組の支援を促進します。・良好な景観づくりを進めるための市民の自主的な取組への支援を推進します。・景観計画を総合的に推進するため、市内の連絡体制の整備に努めます。

環境施策：農山村景観の保全・創出と活用

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">・家屋の新築、増改築等に際しては、周辺の農山村景観に配慮します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・農林水産業の振興及び継続に努めます。・周辺の農山村景観に配慮した施設整備に努めます。
本 市	<ul style="list-style-type: none">・農林水産業の振興及び継続を推進します。・棚田の保全を推進します。・里山の保全を推進します。・周辺の自然景観に配慮した施設整備に努めます。

環境施策：歴史的景観の保全と活用

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化や環境美化等の取組を市民が主体となって行います。 ・歴史的資源の保全活動に参加します。 ・祭り等の地域の伝統行事を尊重し、継承します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化や環境美化等の取組に参加します。 ・歴史的資源の保全活動に参加します。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並みについては、生活環境とのバランスに配慮した景観づくりに努めます。 ・緑化や環境美化等の市民主体の取組の支援を推進します。 ・樹木、城跡、建造物等の暮らしの中で育まれてきた歴史的資源を発掘し、継承し、及び保全する取組を促進します。 ・伝統文化や伝統行事（祭り等）の振興を促進します。



牛車

基本目標 5

みんなが主役のまち ～ 環境保全活動と情報共有の推進 ～

関連する SDGs



◆ 数値目標 ◆

項目	令和 2 年度実績値	令和 13 年度目標値
環境保全活動 ^{注3} への参加を希望する市民の割合 ^{注1}	60%	70%
ふるさと出水クリーン作戦の参加人数 ^{注2}	2,736 人	5,000 人
従業員の環境教育を実施している企業の割合 ^{注1}	20%	50%

注 1 アンケート調査結果から算出

注 2 生活環境課のデータから算出

注 3 ここで言う環境保全活動は、協働による森林管理、清掃、野生動植物保護、水質改善、環境教育等の環境負荷の低減のための取組全般を指します。

基本的方針 1

環境保全の人と地域づくり

< 現況と課題 >

本市では市民や事業所の環境保全への関心が高まっていますが、環境活動に参加したことがある市民は約3割で、約4割の市民が今後の環境保全活動への参加に消極的となっています。

環境保全活動を推進していくには、今後の本市を担っていく子供たちや若年層を中心に、全ての人が健全な環境の恩恵を受けながら生活していることを認識し、行動することが求められ、家庭や学校、地域のあらゆる場面で環境教育や環境活動等を充実させ、環境保全を主流化していくことが重要です。

市民一人一人が自分事として環境保全活動に取り組むまちを目指すためには、「環境教育・環境学習の推進」として環境教育を推進する取組、「環境保全活動の推進」として環境保全活動の機会や内容を充実させる取組等が必要です。

< 基本的方向と環境施策 >

各基本的方向における環境施策と各主体の具体的な取組内容は、以下のとおりです。

基本的方向① 環境教育・環境学習の推進

環境施策：SDGs や ESD 等の視点を取り入れた環境教育・学習の推進

主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">・子供に対する環境学習の機会をつくります。・SDGs や ESD[*]の視点を取り入れた環境教育を行います。・体験型の環境教育や環境学習に積極的に参加します。・自然体験等を通じて、環境に対する自主的な学習に努めます。・年配者との交流を通じて、自然と調和した生活の知恵を学びます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・体験型の環境教育や環境学習に積極的に参加します。・従業員に対する環境学習の機会づくりに努めます。・従業員に対する環境教育を実施します。・従業員に対する環境教育は、SDGs や ESD の視点を取り入れるよう努めます。
本市	<ul style="list-style-type: none">・子供に対する環境学習の機会創出を推進します。・SDGs や ESD の普及に努めます。・学校教育においては、各教科における取組に加え、総合的な学習の時間を用いた教科の横断的・総合的な学習の実践を推進します。・自然体験活動や野外学習等を通じ、環境教育や環境学習を推進します。・環境教育や環境学習に関する全体的な計画等の作成を推進します。・環境に配慮した学校施設（エコスクール[*]）の整備に努めるとともに、学校施設を教材として活用した環境教育を推進します。・環境学習施設、リサイクル施設等を地域の環境教育や環境学習の中で積極的に活用するよう推進します。・自治連合会等を有効に活用し、地域の名人や達人の発掘と交流の場の提供を推進します。・環境学習、環境教育を進めるため、大学等の高等教育機関の活用を推進します。・いずみ出前講座の利用を促進します。・環境に関する学習講座や講習会の開催とともに、環境情報の提供に努めます。

※ エコスクール

環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設として整備して、環境教育の教材として活用するものを指す。これにより、学校が児童生徒だけでなく地域にとっての環境・エネルギー教育の発信拠点になるとともに、地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割を果たすことが期待されている

※ ESD

Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動を指す。

環境施策：人材・組織の育成

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動を通じ、地域コミュニティの活性化を図ります。 ・市民による環境保全活動の内容を理解するとともに、活動に協力します。 ・地域の環境保全活動等に積極的に参加します。 ・自主的に組織を形成し、環境美化ボランティア活動を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による環境保全活動の内容を理解するとともに、活動に協力します。 ・地域の環境保全活動等に積極的に参加します。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティを支える組織による環境保全の取組を促進します。 ・環境教育の指導者の育成を推進します。 ・環境保全に関する市民活動や交流の場の整備を推進します。 ・関係機関と連携して体験参加型の環境学習を進め、地域の環境保全活動のリーダー的役割を担う人材の育成を推進します。 ・市民や事業者による環境保全活動の支援に努めます。 ・市民による環境美化ボランティア活動を促進し、ごみ袋配布や収集ごみの処理等の支援に努めます。

環境施策：各主体間の連携、情報提供

主 体	具体的な取組内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会や講座等で得た知見や技術を、地域における環境保全に関わる取組へ活用します。 ・様々な環境保全に関わる取組に積極的に参加します。 ・環境保全団体に関する積極的な情報交換を行い、互いの参加意欲を高めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に関する環境情報の公開・提供や地域環境保全に配慮した事業活動の展開を推進します。 ・地域の環境保全に資する事業の展開を地域の各主体と協力し、環境保全に関わる取組への参画及び協力を行います。
本 市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の環境に関わる各種情報の収集整理と提供に努めます。 ・多様な主体の参画による、持続可能な地域づくりに向けた考え方や進み方に関する計画や方針の策定を推進します。 ・環境保全に関わる取組について、多様な主体による協働関係の構築を推進します。 ・多様な主体と協働しながら持続可能な地域づくりを進める能力を持つ人材の育成と活用を推進します。 ・広報、インターネット、SNS等の多様な媒体を通じ、環境保全団体に関する情報交換の基盤づくりに努めます。 ・関係機関と連携しながら、ボランティア団体やNPO団体に関する情報の収集提供を推進します。

環境施策：活動機会の創出

主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">・ふるさと出水クリーン作戦等の環境保全に関する活動やイベントに積極的に参加し、協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ふるさと出水クリーン作戦等の環境保全に関する活動やイベントに積極的に参加し、協力します。・みんなで協力し合い、自らイベントを考え、行動します。
本市	<ul style="list-style-type: none">・ふるさと出水クリーン作戦等の環境保全に関するイベントの開催などによる市民参加の場の創出に努めます。・市民のイベント創出の支援に努めます。



ふるさと出水クリーン作戦

< 現況と課題 >

近年の環境に関する話題は、SDGsやカーボンニュートラル[※]、気候変動、マイクロプラスチック、生物多様性、生活環境等多岐に渡り、それぞれの内容も非常に複雑になっていますが、SNS等の急速な普及により、個人が環境に関する情報を得ることは比較的容易となっています。

一方で、それらの情報は根拠や真偽が明確でないこともあります。

一人一人が環境に関する必要な情報を入手することができ、適切な環境理解や環境保全の行動につなげるためには、「正確な環境情報の収集・共有」の取組が必要です。

< 基本的方向と環境施策 >

各基本的方向における環境施策と各主体の具体的な取組内容は、以下のとおりです。

基本的方向① 正確な環境情報の収集・共有

環境施策：正確な環境情報の収集・共有

主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS 等を活用し、自らの有する環境情報を積極的に発信します。 ・ 環境情報を受発信する時は、その情報の真偽を適切に判断し、疑わしい情報が広まることがないように心掛けます。 ・ 自然環境に関する調査に積極的に参加し、協力します。 ・ 環境情報を活用した持続可能なライフスタイルの実践や環境保全の取組を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等での環境情報開示により、自らの持つ環境情報や環境保全に関する取組を広く提供します。 ・ 環境情報を受発信する時は、その情報の真偽を適切に判断し、疑わしい情報が広まることがないように心掛けます。 ・ 自然環境に関する調査に積極的に参加し、協力します。
本市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、インターネット、SNS 等の多様な媒体を通じた幅広くかつ適切な環境情報の提供に努めます。 ・ 環境に関する調査を進め、広く公開するよう努めます。 ・ 本市自らが率先して環境保全に関する行動を実践し、その結果の報告に努めます。 ・ 国や県が行う環境情報の整備との緊密な連携を図りつつ、地域に密着した環境情報の整備や提供を推進します。 ・ 環境保全等に関する知識、能力等を持った多様な人材の活用に努めます。

3 重点施策

(1) 重点施策の趣旨

施策の展開では、本市の目指す環境像を実現するために必要な数値目標と個々の環境施策（市民、事業者及び本市それぞれの主体的取組）を示しました。これらは、今後全て取り組んでいく必要のあるものですが、本計画の実効性を確保するためには、特に優先的に取り組むべき施策を「重点施策」として選定し、施策全体の牽引効果及び率先的実効性効果を図る必要があります。「重点施策」については、各基本目標から本市の環境特性及び環境情勢の現状を踏まえ、以下の6項目を選定し、具体的な行動指針及び推進体制を掲示します。

(2) 重点施策

各基本目標の重点施策は、以下のとおりです。

基本目標	No.	重点施策
安心して暮らせるまち ～ 気候変動対策の推進 ～	1	生態系を活用した防災・減災の推進
ごみの減量・資源化を進めるまち ～ 循環型社会形成の推進 ～	2	食品・プラスチック廃棄物を減らす取組の推進
多様な自然に彩られたまち ～ 自然共生社会形成の推進 ～	3	ツルと歩む環境づくりの推進
	4	湿地環境の保全と利活用
住み続けられるまち ～ 快適な生活環境の保全の推進 ～	5	住み良いまちづくりの推進
みんなが主役のまち ～ 環境保全活動と情報共有の推進 ～	6	環境保全活動の強化と推進

本市の年間降水量は過去50年で増加傾向にあり、令和2年7月には大雨特別警報が発令されるとともに、広範囲で土砂災害等の被害が生じました。

さらに、令和2年の日本の年平均気温は1898年の統計開始以来、最も高く、今後も地球温暖化等の気候変動により、異常気象が頻発化し、激甚化する可能性が指摘されています。

このような課題に対して、「Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)※: Ecosystem-based Disaster Risk Reduction」が注目されています。生態系の持続的な管理、保全及び再生により、災害に強い地域をつくることができるといわれており、実際に集中豪雨等が発生した際に、適正な管理が行われた森林や農地の洪水調節により、被害を軽減することができた事例も多く存在します。

今後の気象災害の被害を回避・軽減することができるよう、本市においても生態系を活用した防災・減災を推進していきます。

< 具体的な行動指針 >

行動方針①

森林、農地の保全

- ・ 保全活動、治山施設の整備、農林業の継続等により、森林及び農地の継続的な保全を推進します。
- ・ 市主催の保全活動等を推進し、市民やNPO等の協力を得て、多様な主体の参加を促進します。
- ・ 自伐型林業を推進し、森林の永続的な経営や管理を促進します。
- ・ 森林環境譲与税※等を活用し、林業技術研修、森林整備等を推進します。
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金※、環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払交付金等の補助制度の活用を促進します。

※ Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)

Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略で、自然災害の被害に遭いやすい土地の利用等を避けることで、被災する可能性を低下させるとともに、生態系の持続的な管理、保全、再生を行うことで、災害に強い地域をつくるという考えを指す。

※ 森林環境譲与税

平成 31 年 3 月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、適切な森林整備を進めるため、国から市町村及び都道府県へ譲与されるもので、令和元年度から譲与が始まった。市町村に譲与された森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てられる。

※ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

地域住民が中心となった活動組織 (NPO 等) が実施する、地域の森林の保全管理や森林環境教育等の取組に対し、一定の費用を国が支援する制度を指す。

行動方針②

海の保全

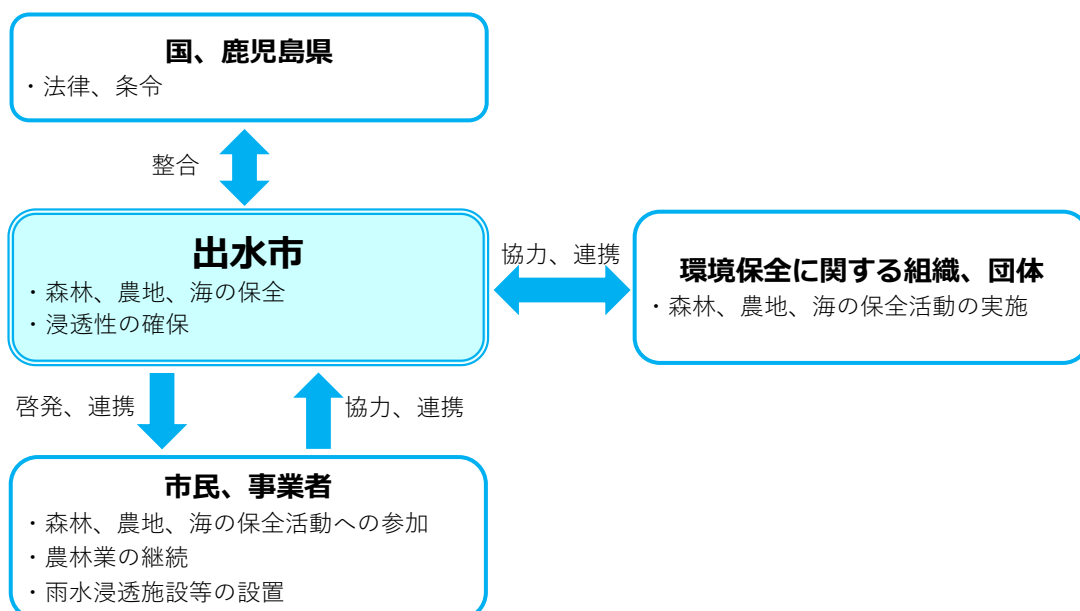
- ・ 保全活動の継続等により、海の継続的な保全を推進します。
- ・ 市主催の保全活動等を推進し、市民やNPO等の協力を得て、多様な主体の参加を促進します。
- ・ 干潟や藻場のブルーカーボン生態系の造成・保全・再生活動を推進します。

行動方針③

市街地における浸透性の確保

- ・ 雨水浸透施設、透水性舗装等の整備を推進します。
- ・ 屋上緑化の導入、公園緑地の保全、雨水貯留浸透機能付き植栽帯の整備等を推進します。

< 推進体制 >



日本の食品ロスの量は年間612万トン（平成29年度農林水産省推計値）で、日本人1人当たりが毎日お茶碗一杯分の御飯を捨てているのと同等とされています。そのような状況において、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、食品ロスの削減に関するより積極的な取組が求められるようになりました。

また、私たちはプラスチック製品により便利な生活を送ることができていますが、大量のプラスチック製品は製造又は廃棄の過程で多くの二酸化炭素を排出するほか、プラスチック廃棄物による海洋汚染等の課題を抱えています。これらの課題に対して、令和3年3月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定され、プラスチックの資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進する動きが活性化しています。

なお、本市のアンケート調査でも、関心のある環境問題として「食品ロスの削減」や「マイクロプラスチック等による海洋汚染」が上位に選ばれています。

廃棄物問題、気候変動問題等の解決に向けて、食品ロスやプラスチック廃棄物の削減を積極的に推進していきます。

< 具体的な行動指針 >

行動方針①

食品ロスの削減

- ・食品ロス対策の基本（必要以上に買いすぎない、作りすぎない、食べ残さないこと）の周知を徹底し、市民及び事業者への意識啓発に努めます。
- ・飲食店や市民に20・10運動等と呼びかけ、食品ロスに関する運動を促進します。
- ・ドギーバッグ*等の持ち帰り容器を普及させ、食べ残した料理を持ち帰る文化の醸成を促進します。
- ・フードバンクやフードドライブ活動、フードシェアリング*等を支援します。

行動方針②

プラスチック廃棄物の削減

- ・マイバッグやマイボトルの持参を促進します。
- ・レジ袋等のワンウェイプラスチックの使用抑制を促進します。
- ・石油由来プラスチック代替品の利用を促進します。
- ・庁内においては再使用可能な製品の利用に努めます。
- ・海岸及び河川の清掃活動等の参加を促進します。
- ・リサイクル率の向上に努めます。

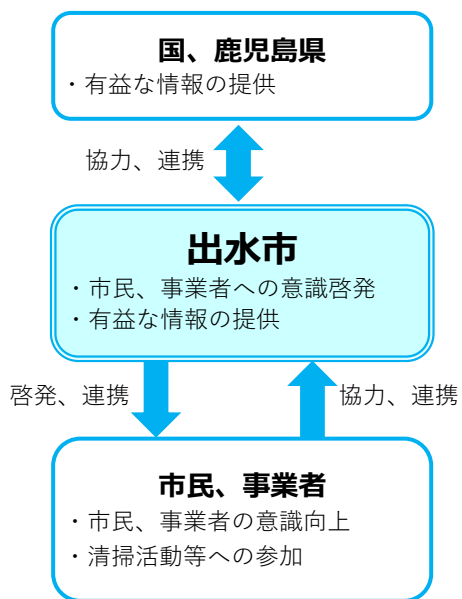
※ ドギーバッグ

飲食店等で食べ残した食品を持ち帰る容器を指す。

※ フードシェアリング

飲食店等の廃棄直前の食品と消費者をマッチングすることを指す。

< 推進体制 >



本市には毎年1万羽以上のツルが遠く離れたシベリア方面から越冬のために渡来します。これだけの数が人の多く暮らす地域で越冬するのは世界的にも本市だけだと言われており、全国的、そして世界的に重要な越冬地となっています。

また、アンケート調査では、市民の多くが「ツルが越冬する田園風景を今後も守っていききたい」と回答しています。

ツルは本市や市民にとって重要な存在であり、本市の象徴であるツルと今後も歩いていける環境づくりを推進していきます。

< 具体的な行動指針 >

行動方針①

ツルと共生した新たな地域づくり

- ・関係機関と連携して、ツル越冬地利用調整[※]を実施し、越冬地への不特定多数の立入りを制限しながら、高病原性鳥インフルエンザ等まん延を防ぐと同時に、ツルと共生した新たな地域づくりを目指します。
- ・ラムサール条約湿地である「出水ツルの越冬地」の自然環境を保全すると同時に、豊かな自然を将来の子供たちへ引継ぎます。

行動方針②

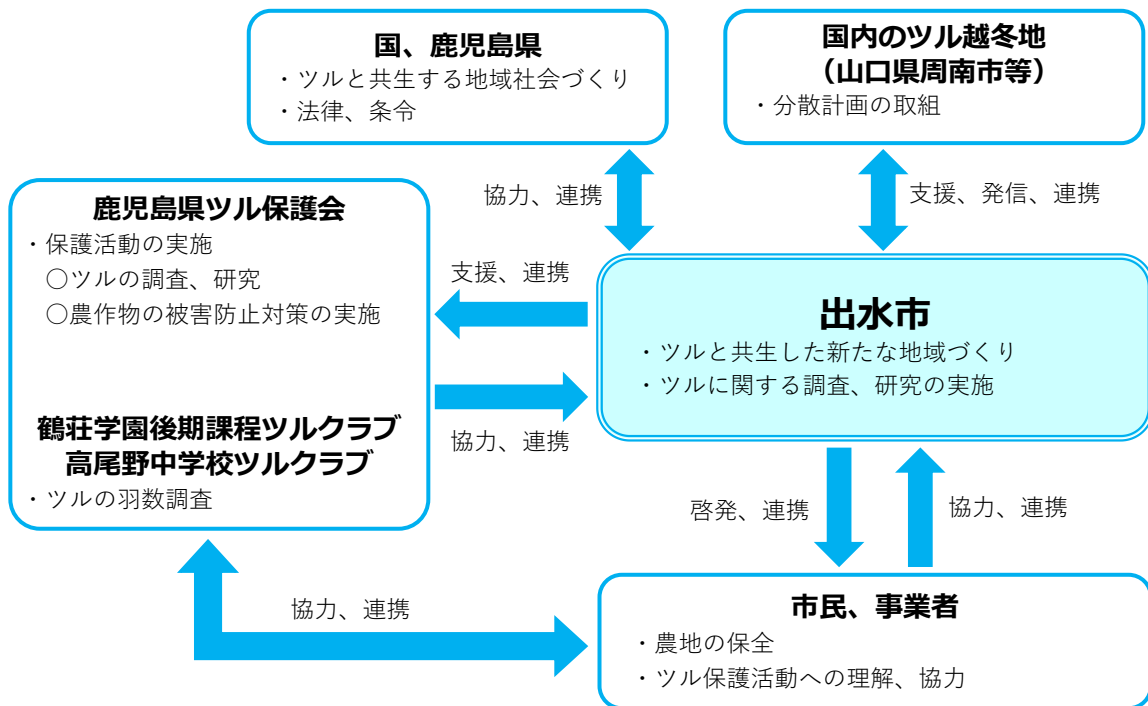
ツルに関する調査の実施

- ・国内外の自治体や研究機関と連携しながら、ツルの調査研究を推進します。
- ・羽数調査等を実施している鹿児島県ツル保護会、鶴荘学園後期課程のツルクラブ及び高尾野中学校のツルクラブとの連携及び協力並びにそれらの支援を強化し、ツルの有効な保護対策の確立に努めます。

※ ツル^{えっとうちりようちようせい}越冬地利用調整

ツルと共生した新たな地域づくりを目指して2016年度から環境省と出水市で、「ツルへの配慮」、「地域住民と来訪者との共生」、「鳥インフルエンザ等感染症の防疫」の観点から、特に観光目的の来訪者に向けてツル越冬地への入域制限を行い、より積極的な利用のコントロールを行うことを指す。

< 推進体制 >



ラムサール条約に登録された「出水ツルの越冬地」を含む本市の湿地環境は、ツル類のほか絶滅危惧種を含む多くの水鳥の生息を支える国際的に重要な環境です。同時に、学習や観光面での活用、農業や漁業など食料生産の場でもあり、生活や文化・産業の基盤でもあります。

こうした本市を特徴づける豊かな湿地環境を守り、持続可能な手法で活用しながら未来へと引き継ぐために、関係機関と連携しながら、出水市ラムサール条約湿地保全・利活用計画に沿って、湿地の適正な保全・利活用を推進します。

< 具体的な行動指針 >

行動方針①

湿地の保全・再生

- ・水田、河川等の湿地の保全・再生により、多様な生物が生息できる環境を整備します。
- ・ツルをはじめとする鳥類の生息地として重要な役割を果たしてきた干拓地周辺の歴史的景観を保全・復元することにより、湿地の保全につなげます。
- ・湿地の希少な動植物の調査や環境保全活動を推進します。

行動方針②

湿地の賢明な利用の促進

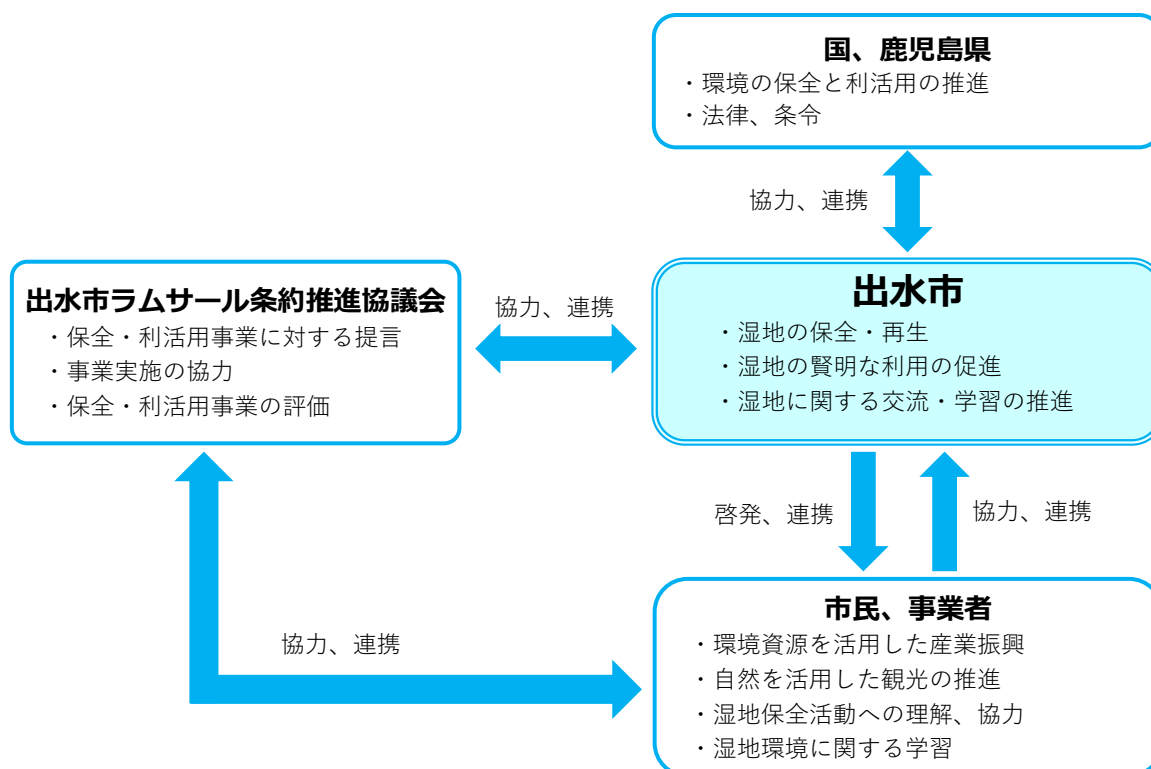
- ・湿地の恵みである農林水産物のブランド化や特産品の開発により付加価値を向上させ、持続可能な農林水産業の振興につなげます。
- ・自然環境資源を観光資源として活用し、バードウォッチングやエコツーリズムを推進することにより、本市の固有の魅力を観光客に伝えるとともに、地域住民が本市の自然環境や歴史文化などの価値を再認識できるよう努めます。

行動方針③

湿地に関する交流・学習の推進

- ・湿地の重要性や湿地が果たす文化的・社会経済的役割を学ぶ場を提供するなど、環境学習の支援を行い、生物多様性に配慮した行動ができる人材育成を行います。
- ・他のラムサール条約湿地登録地や湿地の象徴であるツルに関わる地域との交流事業を通じ、地域の自然の重要性や湿地を保全してきた郷土の歴史を学ぶことで、将来を担う子供たちのふるさと愛の醸成につなげます。

< 推進体制 >



本市周辺の大気質は、過去5年間の調査のうち光化学オキシダント以外で環境基準を達成しており、アンケート調査でも多くの市民が地域の空気はきれいだと感じています。

また騒音や悪臭は、アンケート調査で、約半数の市民が「住んでいる地域は静かな環境である」や「まちの臭いは気にならない」と回答しています。

その一方で、野焼き、道路交通騒音及び畜産系の悪臭に対する苦情が発生しています。

これらは感覚公害とも言われ、人によって感じ方が異なるという特徴もあることから、ルールやマナーを守りながら市民一人一人が住みやすいまちづくりを推進していきます。

< 具体的な行動指針 >

行動方針①

野焼きの防止の徹底と意識向上の推進

- ・大気汚染や悪臭の原因となる野焼き（稲わらの焼却、たき火等の例外を除く。）の防止を徹底します。
- ・不完全燃焼によりダイオキシン等の有害物質が発生する廃棄物（廃ビニール等の農業資材や家庭ごみ等）の周知を徹底します。
- ・田んぼや畑で行うやむを得ない焼却であっても、周辺の生活環境に十分配慮（風向き、時間帯、量、頻度等）して行うことが最低限のマナーであること等と呼びかけ、市民及び事業者への意識啓発に努めます。また、近隣住民から苦情が寄せられるような場合には、状況に応じて指導を行います。

行動方針②

静かな生活環境の形成促進

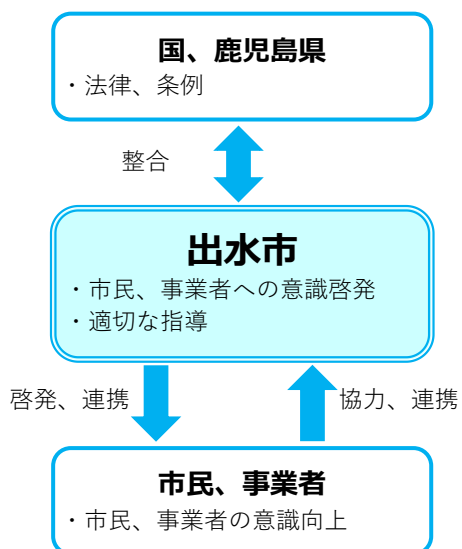
- ・騒音発生源が法令の定める対象で、規制値等を超過する値が測定された際には、規制値等を満足するよう、指導を徹底します。
- ・騒音発生源が法令の定める対象でない場合でも、著しい騒音の発生が確認される、近隣住民から苦情が寄せられるといった状況に応じて指導を行います。
- ・夜遅くに洗濯機や掃除機をかけることを控える、テレビの音量を抑える等の日常生活における騒音低減の工夫を提案し、市民及び事業者への意識啓発に努めます。

行動方針③

悪臭防止への意識向上

- ・悪臭発生源が法令の定める対象で、規制値等を超過する値が測定された際には、規制値等を満足するよう、指導を徹底します。
- ・悪臭発生源が法令の定める対象でない場合でも、著しい悪臭の発生が確認される、近隣住民から苦情が寄せられるといった状況に応じて指導を行います。
- ・悪臭防止について、市民や事業者への意識啓発に努めます。

< 推進体制 >



本市では市民や事業所の環境保全への関心が高まっていますが、環境活動に参加したことがある市民は約3割で、約4割の市民が今後の環境保全活動への参加に消極的となっています。

環境保全活動への積極的な参加を促すためには、活動又はイベントの内容及び魅力を知ってもらうことが必要不可欠です。

また、環境保全活動は、限られた人材や資金等で実施しなければならないことがほとんどです。限られたリソースを最大限に活用するためには、各主体間の協働が重要です。さらに、各主体が個別に取り組むよりも各主体間の連携に基づいて活動を展開していく方が効果も大きくなります。

今後の環境保全活動を更に活性化させるため、そういった特徴を認識しながら、多様な主体とともに環境保全活動を推進していきます。

< 具体的な行動指針 >

行動方針①

環境保全活動・講座・講演・イベントの充実と周知

- ・ いずみ出前講座の内容を更に充実させるとともに、利用促進に努めます。
- ・ クレインパークいずみで行われる講座、講演及びイベントの利用促進に努め、野鳥観察や工作等自然科学に関する活動体験の機会を創出します。
- ・ 環境センターやリサイクルセンター等の環境に関する施設見学を推進します。
- ・ 広報誌や本市公式のSNSといった多様な媒体を活用し、ふるさと出水クリーン作戦等の環境に関するイベントへの参加を促進します。

行動方針②

各主体間の連携強化と活動支援

- ・ 各主体間のコーディネーターとして市民、事業者等の多様な主体の連携を強化し、分野横断型の取組を推進します。
- ・ 国、県及び他自治体との交流や連携を強化します。
- ・ 市民、事業者等の多様な主体が本市の環境等について意見交換できる交流の場を提供できるよう検討します。
- ・ 市民による環境保全活動等を支援します。

< 推進体制 >

